

2022年7月22日
(第500号)

Contents

I TOPICS

第500号発行の意味するもの

パートナー弁護士 森脇 章

最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

中国独占禁止法の改正について

日本弁護士 矢上浄子

III 中国法令アップデート

公布済み法令

<経済諸法>

・「中華人民共和国独占禁止法」の改正に関する決定

<貿易・税関>

・中国人民銀行による対外貿易新業態におけるクロスボーダー人民元決済への支援に関する通知

<社会法>

・データ越境移転安全評価弁法

・データ安全管理認証業務の展開に関する公告

・モバイルインターネットアプリ情報サービス管理規定

・ネットワークキャスター行為規範

・インターネットユーザーアカウント情報管理規定

・ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範

草案・意見募集稿等

・民事強制執行法(草案)

・事業者結合審査規定(意見募集稿)

・事業者結合申告基準に関する規定(改正草案意見募集稿)

・独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)

・市場支配的地位濫用行為禁止規定(意見募集稿)

・行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止に関する規定(意見募集稿)

・知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の制止に関する規定(意見募集稿)

・個人情報越境移転標準契約規定(意見募集稿)

I TOPICS

第 500 号発行の意味するもの

パートナー弁護士
上海オフィス首席代表
森脇 章

正に感慨無量です。

思えばここに至る道は決して平たんなものではありませんでした。私にとって最も記憶にあるのは、第 44 号です。2000 年 12 月 7 日に配信されたもので、その名も「中国室・事務所報」。ニューヨークで研修していた私が北京に帰任後、これまでとデザインを一新し当時としては画期的だったメールによる配信を始めたのがこの第 44 号でした。当時中国で発刊されていた 20 紙ほどの紙媒体の新聞から、新たに公布された法令の情報を切り抜き、概要をまとめた「データベース」を作成し、その概要をニュースレターとして配信したものでした。中国が WTO 加盟に向け TRIPs に適合させた特許法(専利法)の改正法を公布したことなどが記載されています。

それから 20 余年、何度も廃刊の危機が訪れましたが、その危機を救ってくれたのが、その後編集長を引き受けてくれた[中川裕茂弁護士](#)、次いで[若林耕弁護士](#)です。二人の配信数は私が配信した数をはるかに凌ぎます。そして、昨年、私にとっても大師匠というべき[射手矢好雄弁護士](#)が当事務所に入所後直ちにニュースレターの大改革を実行し、質、量ともに格段の進歩を遂げました。さらに、Taiwan Legal Update や Hong Kong Law Newsletter など、台湾法や香港法に特化したニュースレターの配信も行っています。

当事務所の中国関連業務の陣容も質、量ともに向上、増加の一途を辿っています。業務の多様化、複雑化に伴って、本来の屋台骨である日本企業の対中業務に専従する者ばかりではなく、知財、M&A、プロジェクトファイナンス、国際紛争解決に特化している者も増え、ビジネスでの使用に耐えうる中国語話者というくり言えば、東京オフィスだけでも有資格者(弁護士・外国弁護士)数は約 30 名に及びます。

もちろん、このように発展を続け、ニュースレターを発行し続けられるのは、ひとえにそれを支えてくださるクライアント、読者がいるからにほかなりません。改めて、心から感謝申し上げます。

第 500 号を迎えたからには、次なる 500 号、すなわち第 1000 号に向けて努力を続けるほかありません。本来の業務においても比類のない専門性、迅速性を維持しつつ、実務的妥当性のある最高のソリューションをクライアントに提供できるよう努力を重ねる所存です。

これからも、倍旧のご支援とご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

➤ 第 17 回(中国メインランド):2022 年 8 月 4 日(木)

「改正中国独占禁止法から読み解く実務上の留意点」

講師:パートナー弁護士 矢上浄子

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 14 回(中国メインランド)

日時:2022 年 4 月 14 日

「中国会社法の改正案からみる新時代の会社ガバナンス」

講師:パートナー横井傑弁護士

第 15 回(台湾)

日時:2022 年 5 月 19 日

「日台ビジネスの紛争解決手段－訴訟と仲裁の選び方」

講師:アソシエイト呉曉青台湾弁護士

第 16 回(中国メインランド)

日時:2022 年 7 月 20 日

「中国越境 EC における法的留意点」

講師:パートナー若林耕弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 矢上 浄子

中国独占禁止法の改正について

2022年6月24日、中国独占禁止法の改正(以下「本改正」という。)が全国人民大会常務委員会で可決され、同日公布された。本改正は同年8月1日より施行される。独占禁止法の改正は、2008年8月1日の施行以来幾度も議論されてきたが、実際に改正されるのは今回が初めてとなる。

本改正におけるポイントは多岐にわたるが、実務の観点からは、1.垂直協定におけるセーフハーバー・適用除外の導入、2.ハブ・アンド・スポーク型カルテルに対する規制の追加、3.「ストップ・ザ・クロック」の導入を含む事業者結合審査制度の改正、4.違反行為に対する処罰の拡大・強化の4点が特に着目される。このほか、5.データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォームルール等を利用した独占行為に関する規定が設けられたことや、6.民事公益訴訟制度が新設されたことも注目に値する。

なお、本改正の公布直後の2022年6月27日には、「事業者結合届出基準に関する規定(改正草案)」、「独占的協定の禁止に関する規定」、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」、「事業者結合審査規定」、「知的財産権の濫用による競争排除制限行為の禁止に関する規定」及び「行政権力の濫用による競争排除制限行為の禁止に関する規定」の意見募集稿が一挙に公表された。これら6つの意見募集稿の施行時期は未定であり、内容も意見募集の結果を踏まえさらに修正される可能性があるが、本改正の施行後の運用を探るうえで参考になる(これら意見募集稿の概要については、本ニュースレターⅢの「最新中国法令の解説」を参照されたい。)

1 垂直協定におけるセーフハーバー・適用除外の導入

(1) セーフハーバーの導入

現行法上、取引相手に対する再販売価格の固定や最低価格の指定は「垂直的独占協定」として一律に禁止されている(現行法14条)。本改正では、垂直協定の事業者の関連市場におけるシェアが一定の基準を下回る場合には、これを禁止しないといういわゆる「セーフハーバー」が設けられた(本改正18条3項)。なお、セーフハーバーとなる市場シェア基準は、「独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」で15%とされているが、これは現行の関連ガイドライン¹で規定されている30%のセーフハーバーよりも狭く、より保守的な運用が志向されているようである。

(2) 適用除外について

上記(1)のとおり、現行法上、垂直的独占協定は一律に禁止されており、最高人民法院においても垂直的独占協定が原則違法であることを前提とした判断がなされている²。本改正では、事業者が当該垂直協定に競争を排除又は制限する効果がないことを証明できれば、かかる規制を適用しないことが明記された(本改正18条2項)。最高人民法院により採用された原則違法のアプローチが明文化されたものと思われる。

2 ハブ・アンド・スポーク型カルテルに対する規制の導入

¹ セーフハーバーが設けられている既存のガイドラインとして、「自動車分野に関する独占禁止指針」(4条)、「知的財産分野に関する独占禁止指針」(13条)があるが、いずれにおいてもセーフハーバーは30%とされている。

² 最高人民法院の海南省物価局による海南裕泰科技飼料有限公司に対する行政処罰決定に係る再審査(行政裁定最高法行申4675号、2018年)。

現行法では、独占的協定の処罰の対象となるのは協定の当事者か独占協定を組織した事業者団体のみとされ（現行法 16 条）、これらに該当しない関与者は処罰の対象とされていない。本改正では、カルテルの組成を手配し、又はこれに対し実質的な支援を提供した事業者（いわゆるファシリテーター）も規制の対象となることが明記された（本改正 19 条）。この改正により、ハブ・アンド・スポーク型カルテルのように、直接の関わりのない事業者間のカルテルを組織した中間業者など、「ハブ」に当たる事業者も処罰の対象となりうる。

3 事業者結合規制における改正

(1) 届出基準未達の結合行為に対する調査

現行法では、一定の売上基準を満たす結合行為に執行当局への事前届出が義務づけられているが（現行法 21 条）、基準に満たない結合行為が規制の対象となるかどうかは明らかでなかった。本改正では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争排除・制限効果又はそのおそれがあるものにつき執行当局の調査対象となることが明記された（本改正 26 条 2 項）。なお、現在、現行の届出基準を引き上げる案³が提示されていることから、届出基準を引き上げる代わりに、基準に満たない結合行為のうち競争排除・制限効果のあるものを本条で調査対象とすることが想定されたものと考えられる。

(2) 審査期間不算入制度（ストップ・ザ・クロック）の導入

現行法下における事業者結合届出の審査期間は最長 180 日（1 次審査 30 日、2 次審査 90 日、60 日間の延長期間の合計。25 条、26 条）であるが、本改正により、以下の事由がある場合には、審査期間の進行が中断することになる（本改正 32 条）。

- ① 事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合
- ② 事業者結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況又は事実が発生し、事実確認を要する場合
- ③ 事業者結合に付される制限的条件について、さらなる評価が必要であり、事業者がこれに同意した場合

これまで、審査が長期化し、法定の審査期間内に審査が完了する見込みがない事案では、当事者の側で一旦届出を撤回して再度出し直すという、いわゆる「プル・アンド・リファイ」による事実上の延長が行われることもあったが、法定の審査期間は一定の歯止めとしての機能を果たしていた。本改正の施行後、審査期間の中断が多用され、審査期間が安易に延長されることにならないかが懸念される。

(3) 重要分野における審査の強化、審査の効率化

本改正では、経済や生活に関わる重要分野における事業者結合審査を強化し、審査の質・効率を高めることが明文で規定された（本改正 37 条）。ここでいう「重要分野」について、国家市場監督管理総局の改正案説明によれば、「民生、金融、科学技術、メディア等の分野」が想定されているようであるが、審査がどのように「強化」されるのかは明らかでなく、今後の運用が注目される。

4 過料の高額化・処罰対象の拡大

(1) ガンジャンピングに対する過料の高額化

本改正では、全般的に過料の水準が引き上げられているが、特にインパクトがあるのが事業者結合に係る違反行

³ 「事業者結合届出基準に関する規定（改正草案意見募集稿）」では、①結合に参加する全事業者の前事業年度の全世界売上高の合計が 120 億元超、又は中国国内売上高の合計が 40 億元超、かつ②結合に参加する各事業者の中国国内売上高がそれぞれ 8 億元超という新たな基準が規定されている（第 3 条）。

為(いわゆるガンジャンピング行為)に係る過料の高額化である。現行法下の過料は 50 万元以下と低額であり(現行法 48 条)、必ずしも経済的な抑止力として機能していなかった。本改正の施行後は、競争排除・制限効果のある違反行為に対し前年度の売上高の 10%以下の過料が課されることとなり、事業者の規模によっては相当高額となりうる(本改正 58 条)⁴。また、競争排除・制限効果のない違反行為(例えば単純な届出義務の懈怠)であっても、500 万元以下の過料が課される点に注意が必要である。

(2) 個人責任の拡大、調査拒否・妨害行為に対する過料

現行独禁法では、個人に対する処罰は調査拒否・妨害行為に対するもののみであるが(52 条)、本改正の施行後は、独占的協定を行った事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者も 100 万元以下の過料の対象となる(本改正 56 条 1 項)。また、執行当局による調査の拒絶・妨害行為に対する過料の上限も、個人について 2 万元から 50 万元に、事業者について 20 万元から前年度売上の 1%又は 500 万元に、それぞれ大幅に引き上げられた(本改正 62 条)。

(3) 処罰の加重規定

このほか、独占禁止法違反行為全般につき、特に情状が重い場合や重大な影響・結果を引き起こす場合には、所定の過料の 2 倍以上 5 倍以下の過料を課することができることとされた(本改正 63 条)。また、独占禁止法違反行為が犯罪を構成する場合、刑事責任を追及することも明記された(本改正 67 条)。中国の独占禁止法のエンフォースメント強化の姿勢が如実に顕れているといえる。

5 プラットフォーム事業者に対する規制

本改正では、事業者がデータやアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォーム・ルールを濫用して競争を排除・制限してはならず、このような態様により他の事業者に対して不合理な制限を課す行為が市場支配的地位の濫用に当たりうることが明記された(本改正 9 条、22 条 2 項)。執行当局は近年、大型プラットフォームであるアリババ、テンセント等に対し相次いで独占禁止法違反行為の摘発を行っており、2021 年 2 月には「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関するガイドライン」を公表している。今後も積極的な摘発の傾向は続くものと考えられる。

6 民事公益訴訟制度の新設

本改正では、社会公共の利益を害する独占禁止法違反行為について、人民検察院が人民法院に対し民事公益訴訟を提起するという民事公益訴訟制度が新設された(本改正 60 条 2 項)。これは、2021 年 7 月に施行された最高人民法院の「人民検察院公益訴訟処理規則」で、人民検察院による民事公益訴訟制度が具体的に規定されたことに対応するものである。新しい制度であり、独占禁止法についてどのような運用が想定されているかは明らかでないが、米国の父権訴訟(反トラスト法に違反した私人に対し、州の司法長官が連邦地裁に損害賠償請求訴訟を提起する制度)のように、企業を相手に積極的に利用される可能性も否定できず、注視が必要である。

まとめ

以上で述べたように、本改正では、垂直的独占協定についてセーフハーバーや適用除外が設けられるなど、一

⁴ ここでいう「売上高」が単体かグループベースか、また中国国内のみか全世界の売上を含むかについては言及がないが、最近の処罰事例では、中国国内のグループ売上高が算定のベースとされているようである。

部においては事業活動の実態に沿った規制の緩和が図られているが、全体的に独占禁止法の規制やエンフォースメントをより強化する内容となっており、今後の運用には注視が必要である。中国国内で事業を展開する日系企業のみならず、中国市場向けに製品・サービスを提供する日本企業にとっても、中国の独占禁止法へのコンプライアンスはさらに重要になると考えられる。

以上

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月号の法令は、重要法令がとて多い。大きくは、①独占禁止法の改正関連と、②データ規制(具体的には、データ越境移転規制)関連である。

① に関しては、次の通りである。今回の改正に関しては、本号の Lawyer' s Eye も参照されたい。

1. 「中華人民共和国独占禁止法」の改正に関する決定
2. 事業者結合審査規定(意見募集稿)
3. 事業者結合届出基準に関する規定(改正草案意見募集稿)
4. 独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)
5. 市場支配的地位濫用行為禁止規定(意見募集稿)
6. 知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定(意見募集稿)

次に②に関しては、次の通りである。

1. データ越境移転安全評価弁法(下記個人情報保護法 38 条(一)の安全評価に関する規定)
2. ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範(下記個人情報保護法 38 条(二)の認証に関するガイドライン)
3. 個人情報越境移転標準契約規定(意見募集稿)(下記個人情報保護法 38 条(三)の標準契約に関する規定。但し意見募集稿であるため正式な公表が待たれる。)

これらは、個人情報保護法 38 条に規定されるデータ(個人情報を含む)の越境移転の適法化要件を具体化する規定・ガイドラインである。

<個人情報保護法 38 条抜粋和訳>

第 38 条 個人情報取扱者は、業務等の必要性により、中華人民共和国本土外に個人情報を提供する必要がある場合には、次のいずれかの条件を具備していなければならない。

- (一) 本法第 40 条の規定に基づき国家インターネット情報部門が手配する安全評価を通過すること
- (二) 国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を経ること
- (三) 国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること
- (四) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件

なお、上記のうち

- 独占禁止法(改正)
- 事業者結合届出基準に関する規定(改正草案意見募集稿)
- データ越境移転安全評価弁法
- 個人情報越境移転標準契約規定(意見募集稿)

に関しては弊事務所で全訳を作成しております。必要な方は[本ニュースレターメール](#)までご連絡ください。

公布済み法令

<経済諸法>

「中華人民共和国独占禁止法」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、2008年に施行された独占禁止法を改正するものであり、本年8月1日より施行される。改正のポイントは多岐にわたるが、主要な点として、垂直協定におけるセーフハーバー・適用除外の導入、ハブ・アンド・スポーク型カルテルに対する規制の追加、「ストップ・ザ・クロック」の導入を含む事業者結合審査制度の改正、違反行為に対する処罰の拡大・強化の4点が挙げられる。このほか、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォームルール等を利用した独占行為に関する規定が設けられたことや、民事公益訴訟制度が新設されたことも注目に値する。全体的に独占禁止法の規制やエンフォースメントをより強化する内容となっており、今後の運用には注視が必要である。

詳細は Lawyer's eye を参照されたい。

[原文] [关于修改《中华人民共和国反垄断法》的决定](#)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常务委员会（全国人民代表大会常务委员会）

2022年6月24日公布、2022年8月1日施行

執筆担当：日本弁護士 矢上 浄子

<貿易・税関>

中国人民銀行による対外貿易新業態におけるクロスボーダー人民元決済への支援に関する通知

[ポイント] 本通知は、クロスボーダー取引の人民元決済を促進化するために設けられたものである。その内容は、クロスボーダーE コマース、市場代理調達貿易といった、インターネットを利用した決済に関する銀行及び支払決済機関によるクロスボーダー決済サービスに関する規定を設けるものである。具体的には、KYC(本人確認)、KYB(事業確認)、CDD(デューデリジェンス)の原則を明示し、当該銀行及び支払決済機関が備えるべき要件、業務上の行政手続、審査内容(真実性の審査、マネーロンダリング・不適法な租税回避の有無を含む。)等を規定する。

[原文] [中国人民银行关于支持外贸新业态跨境人民币结算的通知](#)（银发〔2022〕139号）

[公布／公表機関] 中国人民銀行（中国人民银行）

2022年6月16日公布、2022年7月21日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本博之

<社会法>

データ越境移転安全評価弁法

[ポイント] 本弁法は「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」に定められるデータ(個人情報も含む。)の越境移転に関する「安全評価」制度につき、安全評価が求められる具体的基準・場面、及び安全評価手続を具体化するものである。なお、本弁法に関しては、昨年2021年10月に意見募集稿が公表されていたが、大きな修正等はない。

データ取扱者がデータを本土外に提供するに当たり、次の事由のいずれかに該当するときに、当局(インターネット情報部門)に対し(データ越境移転)「安全評価」を申告しなければならないとされる(4条)。

(1)データ取扱者が**重要データ**を本土外に提供するとき

(2)**重要情報インフラ**運営者及び**100万人以上の個人情報**を取扱うデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき

(3)前年1月1日から累計**10万人の個人情報**又は**1万人の機微な個人情報**を本土外に提供する**データ取扱者**が個人情報を本土外に提供するとき

(4)国家インターネット情報部門が規定する、データ越境移転安全評価の申告が必要なその他の状況

重要なポイントと考えられるのは、上記の場面・基準に該当する場合には、必ず「安全評価」を申請して合格しなければならないという点である(すなわち、安全評価が要求される範囲においては、個人情報保護法 38条で規定する(1)標準契約の締結(※ 本中国法令アップデートの最後に記載する「個人情報越境移転標準契約規定

(意見募集稿)も参照されたい。)や、(2)当局による「安全認証」手続(※ 本中国法令アップデートの「ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範」も参照されたい。)では代替できないという関係性にある点には留意が必要である。次に安全評価の手続に関して、申告は所在地の省級インターネット情報部門を通じて、(中央機関である)国家インターネット情報部門に対して提出されることになる。申告時の提出資料は、

- (1) 申告書、
- (2) データ越境移転リスクの「自己評価報告書」、
- (3) データ取扱者が本土外受領者と締結する予定の法律文書
を含めなければならない。

審査に要する時間としては、通常 45 業務日とされているが、複雑な案件は延長も可能とされている。安全評価合格の結果は 2 年間有効とされ、期限満了の 60 業務日前までに改めて評価を申告する必要がある。

9 月 1 日の施行に向けて、現時点で上記の場面・基準に該当していないか検証のうえ、もし該当する可能性がある場合には対応等を具体的に検討する必要がある。

[原文] [数据出境安全评估办法](#) (国家互联网信息办公室令 第11号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室 (国家互联网信息办公室)

2022 年 7 月 7 日公布、2022 年 9 月 1 日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

データ安全管理認証業務の展開に関する公告

[ポイント] 国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室は、本公告により、ネットワーク安全法、データ安全法及び個人情報保護法(いわゆるサイバー三法)並びに認証認可条例に基づき、新たにデータ安全管理認証制度を制定することを発表した。データ安全管理体制については、これまでも個別の業界ごとにガイドラインの策定などが行われている状況であったが、今回導入される認証制度は業界横断的かつ統一的な認証制度である。サイバー法分野での認証制度としては、2019 年に導入されたモバイルインターネットアプリ安全認証制度に続き 2 つ目となるが、企業の製品やサービスに関する認証ではなく、企業の管理体制に対する認証である点において異なっている。

本認証制度は本公告に添付された「データ安全管理認証実施規則」(原文: 数据安全认证实施规则)に基づき実施される。より具体的には、ネットワーク運営者が、データの収集、保存、使用、伝送、提供、公開等の処理活動を展開するにあたり、推奨性国家標準である GB/T 42479-2022「情報安全技术 ネットワークデータ処理安全要求」(原文: 信息安全技术 网络数据处理安全要求。2022 年 4 月 25 日發布、2022 年 11 月 1 日施行。)及びこれに関連する標準や規範を遵守しているかという点について、認証機関が評価を行い、合格した場合には認証証書(有効期限 3 年)が発行される。認証証書を取得したネットワーク運営者は証書の有効期間内において、下記の認証マークを広告・宣伝等に使用することができる(マークの下の「ABCD」には認証機関の識別記号が記載される。)



[原文] [关于开展数据安全认证工作的公告](#) (国家市场监督管理总局 国家互联网信息办公室公告 2022 年第 18 号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室(国家市场监督管理总局、国家互联网信息办公室)

2022 年 6 月 5 日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

モバイルインターネットアプリ情報サービス管理規定

[ポイント] 本規定は、2016年8月1日より施行されている「モバイルインターネット情報アプリサービス管理規定」を改正するものである。既存の規定の内容を大幅に変更し、条文数も11条から24条に増加している。

中国国内においてアプリケーション情報サービス(以下「アプリ情報サービス」という。)を提供する場合、及びインターネットアプリマーケット等のアプリケーション提供サービス(以下「アプリ提供サービス」という。)に従事する場合には、本規定を遵守する必要があるとされており(2条)、アプリ情報サービスとは、アプリケーションを通じて文字、画像、音声、動画等の情報を製作、複製、発信、伝播等のサービスをユーザーに提供するサービスのことを指しており、アプリ提供サービスとはインターネットを通じてアプリのリリース、ダウンロード、ダイナミックローディング等のサービスを提供する活動を指すとされている。

具体的には、アプリ情報サービスの提供者(以下「アプリ提供者」という。)は、ユーザーに対して電話番号や身分証番号等を用いて身分認証を行う必要がある(6条)、アプリ提供者がインターネットニュース情報サービスを提供する場合にはインターネットニュースサービス許可を取得しなければならない(7条)。また、アプリ提供者は情報の内容に関する健全な審査管理メカニズムを確立する必要があるほか、ユーザー登録やアカウント管理等の管理措置の体制を整え、相応の人員と技術能力を備えている必要がある(8条)。

その他、アプリ提供者は個人情報を収集するにあたり、明確かつ合理的な目的を有し、かつ処理規則を公開し、必要な個人情報の範囲に関する規定を遵守しなければならない。また、ユーザーが不必要な個人情報の提供に同意しないことにより、当該ユーザーに対しその基本的な機能サービスを使用することを拒絶してはならず(12条)、未成年者のアカウントについては真実の身分情報により登録されていることを確実に確認し、未成年者が熱中することを誘導するような商品やサービスを提供してはならないとされている(13条)。

また、アプリを提供するプラットフォームにおいては、業務を開始した後30日以内に所在地の省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に対して届出を行わなければならないとされている(17条)。その他、アプリ提供者及びプラットフォームに対する監督管理についても規定されており、国家ネットワーク情報部は関連する主管部門とともにアプリ提供者及びプラットフォームに対して法令に基づいて情報サービス活動に従事するよう監督し、指導することができる(24条)。

[原文] 移动互联网应用程序信息服务管理规定

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

2022年6月27日公布、2022年8月1日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

ネットワークキャスター行為規範

[ポイント] 本法令は、動画配信者等が動画の投稿や生配信等の情報発信において遵守すべき行動の規範を示すものである(以下「本規範」)。本規範の対象となる動画配信者には、オンラインプラットフォームで生放送を行い、リアルタイムコミュニケーションでユーザーと対話し、音声・映像番組をアップロードするなど、インターネットを通じてパフォーマンスや視聴覚番組サービスを提供する者に加え、アバターや人工知能技術を利用して合成したコンテンツも含まれる(1条)。本規範は、情報発信においては、法令や公益の遵守(2条)、正しい政治的方向性、世論誘導、価値観の方向性を堅持し、社会主義の核心価値を積極的に実践すること(4条)等を定める。また、医療・健康、金融・財政、法律、教育等の高い専門性が求められる生放送の配信者は、相応の業務資格を取得しオンラインプラットフォームが当該資格を審査する必要がある(13条)。さらに、憲法・国内法令の基本原則に反する内容の公表、社会安全や公序を乱す虚偽情報の捏造や拡散、社会のセンシティブな問題の推測、噂話・スキャンダル・悪事の推測や拡散等の禁止行為を31項目にわたり列挙している。本規範に関する人民日

報の報道によれば、本規範に違反した配信者に対しては、警告が与えられ、是正しない配信者に対しては、アカウントの停止、「ブラックリスト」・「警告リスト」への搭載、アカウントの再取得の永久禁止等の厳しい処分が予定されている。

[原文] 网络主播行为规范（广电发〔2022〕36号）

[公布／公表機関] 国家放送テレビ総局、文化観光部（国家广播电视总局、文化和旅游部）

2022年6月8日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 岩井久美子

インターネットユーザーアカウント情報管理規定

[ポイント] 本規定は、インターネットユーザーによる中国国内でインターネット情報サービス提供者におけるインターネットユーザーアカウント情報の登録、使用及びその管理業務について規律するものである。本規定においてインターネットユーザーアカウント情報とは、インターネットユーザーがインターネット情報サービスにおいて登録使用する名称、顔写真、表紙、プロフィール、署名、認証情報等のユーザーアカウントの識別に用いられる情報のことを指し(23条1号)、インターネット情報サービス提供者とは、ユーザーに対してインターネット情報の発信及びアプリプラットフォームサービスを提供する主体のことを指している(23条2号)。

本規定によれば、個人ユーザーがアカウント情報を登録、使用する場合、職業の情報を含む場合には当該個人の真実の職業情報と一致していなければならない。また、機関ユーザーがアカウント情報を登録、使用する場合、当該機関の名称及び標識はアカウント情報と一致していなければならない。また、当該機関の性質、経営範囲及び所属業種類型なども一致している必要がある(7条)。また、アカウント情報を登録、使用する場合には、①政党、軍機関、企業単位、人民団体及び社会組織の名称、標識等を詐称、偽造、捏造すること、②国家(地区)、国際組織の名称、標識等を査証、偽造、捏造すること、③公共の利益を害する目的又は不当な利益を得る目的で、二次元コード、ウェブアドレス、メールアドレス、連絡先等を故意にこっそり入れ、又は類似の文字、数字、符号等を使用すること、④有名無実又は針小棒大な内容のような、公衆が騙される可能性がある、又は誤解を生む可能性のある内容を含めることなどが禁止されている(8条)。

また、インターネット情報サービス提供者にはアカウントの登録を申請したユーザーに対し電話番号、身分証番号、社会統一信用コード等に基づいて身分情報の認証を行うことが義務付けられているほか(9条)、法令、規則に基づいて閉鎖されたアカウントが再度登録されないように必要な措置をとることが要求されている(10条)。また、インターネットユーザーがインターネットニュースサービス、ネットワーク出版サービス等の許認可が必要な情報サービスの提供を申請した場合には、インターネット情報サービス提供者は当該ユーザーのサービス資質、職業資格、専門背景等に関連する資料を要求し、確認しなければならないとされている(11条)。

加えて、インターネット情報サービス提供者は適切な専門人員及び技術能力を備えていなければならない。真実の身分情報の認証、アカウント情報の照合、情報内容の安全、生態統治、応急処置、個人情報保護等の管理制度を確立する必要があるほか(14条)、アカウントの定期的な照合制度を確立しなければならない。本規定の要求に反することを発見した場合には、サービスの提供を一時停止してユーザーに是正を求め、是正に応じないときはサービスの提供を終了しなければならないとされている(15条)。

上記の通りインターネット情報サービス提供者の義務を定めている他、インターネット情報サービス提供者に対する監督管理についても規定されており、国家ネットワーク情報部はインターネット情報サービス提供者に対してアカウント情報の登録、使用状況について監督検査を実施し、ネットワーク情報セキュリティリスクが存在することを発見した場合は、情報の更新、アカウントの登録またはその他の関連するサービスの一時停止等の措置を取ることができる(24条)。

[原文] 互联网用户账号信息管理规定（国家互联网信息办公室令第10号）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

2022年6月27日公布、2022年8月1日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範

[ポイント] 「個人情報保護法」(主席令第91号)38条によれば、個人情報の越境移転を実現する手段(適法化要件と呼ばれる)として、「安全評価」(※ 本中国法令アップデートの「データ越境移転安全評価弁法」も参照されたい。)、当局による「安全認証」又は標準契約の締結(※ 本中国法令アップデートの最後に記載する「個人情報越境移転標準契約規定(意見募集稿)」も参照されたい。)等がある。本規範はそのうちのひとつである「安全認証」について適用範囲等を定めたものであり、主な内容は以下のとおりである。

- ① 本規範において、安全認証は(i) 多国籍企業又は同一のエンティティの子会社や関連会社間の個人情報を越境移転する活動、及び(ii) 中国本土内の個人に商品等を提供し、又は中国本土内の個人の行為を分析や評価する目的等として、中国本土外で中国本土内における個人の個人情報を処理する活動に適用されると規定される(1条)。(ii)は、外国企業等に対し個人情報保護法の「域外適用」がなされる場面でもある。
- ② 安全認証の申請主体については、前記(i)の場合は中国本土内の当事者(中国子会社等)とされ、前記(ii)の場合は中国本土外の個人情報処理者が中国本土内に設置した機構又は指定した代表が認証申請を行い、法的責任を負うものとされている(2条)。
- ③ 本規範は、個人情報の越境移転を行う個人情報処理者と中国本土外の受領者において、法的拘束力を有する文書を交わし、当該文書を遵守すること等も規定されている。
- ④ 上記の通りであるが、本規範の印象としては、適用範囲等の大きな点についてのガイドライン(方針)のみを規定するとどまり、より具体的な事項や手続は今後の整理等を待つ必要があると思われる。ちなみに、(肝心の)安全認証を行う具体的な認証機関も規定されていない。

[原文] [网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范](#) (信安秘字[2022]126号)

[公布/公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会事務局 (全国信息安全标准化技术委员会秘书处)

2022年6月24日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 李芸

草案・意見募集稿等

民事強制執行法(草案)

[ポイント] 2022年6月24日、「民事強制執行法(草案)」(以下「本草案」という。)が公表された。中国には、現在、民事強制執行に関する独立した法律はなく、強制執行手続は「民事訴訟法」(以下「民訴法」という。)の第三編(「執行手続」)に定められている。また、民訴法の執行手続に関する規定には、基本的な事項のみが定められているため、実務上、執行手続は司法解釈等により補充されている。もともと、執行手続に関する独立した法律の不存在等により、執行実務が複雑化し、いわゆる「執行難」の一因になっているとの指摘がされていた。本草案は、執行手続に関する法令を体系化し、「執行難」等の問題を解決することにより、執行申立人の権利を実現することを目的として起草されたものである。また、本草案は、民訴法の執行手続の規定を基礎として起草されたものであり、全4編(①総則、②金銭債権の終局執行の実現、③非金銭債権の終局執行の実現、④保全執行)、合計207条で構成される。内容は多岐にわたるが、現行制度からの変更点として、以下が挙げられる。

1. **時効期間の民法典との統一**：執行手続の時効(申立期限)は、現行制度では2年に統一されているが(民訴法246条)、本草案では、「民法典」等の法律の訴訟時効に関する規定を適用することが明記され(草案第15条)、執行申立ての時効が民法典の訴訟時効と統一されている。
2. **債権執行の対象の拡大**：債権執行の対象については、現行制度上、被執行人の金銭債権(収入及び期限到来債権)に限定されているが(民訴法第250条、「最高人民法院の『民訴法』の適用に関する解釈」第499条)、本草案では、被執行人が第三者に対して有する目的物引渡請求権も対象とされており(本草案第

153条第2項)、債権執行の対象が拡大されている。

3. **過料・拘留事由の追加**: 現行制度上、被執行人が財務状況の報告を拒否し、又は暴力等で執行を妨害した場合等には、過料又は拘留に処される可能性があるところ(民訴法第248条、「人民法院の執行業務に関する若干問題についての規定(試行)」第57項)、本草案では、過料・拘留事由(目的物の交付拒絶等)が追加されている。
4. **公示送達期間の短縮**: 現行制度上、公示(公告)送達をした場合には、公示した日から30日を経過したときに送達されたものとみなされるが(民訴法95条)、本草案では15日に短縮されている(本草案第30条)。本草案が正式に公布された場合には、中国における民事強制執行の最初の独立した法律となるが、上記のとおり現行制度とは異なる内容も含まれており、執行実務にも影響を少なからず与えると思われるため、今後の動向に留意する必要がある。

[原文] 民事強制執行法(草案)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

(意見募集期間:2022年6月24日~2022年7月23日)

執筆担当:日本弁護士 芳賀洋一

事業者結合審査規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、現行の「事業者結合審査暫定規定」について、主に改正独占禁止法における事業者結合審査制度に関する改正点を具体化することを目的として公表されたものである。暫定規定からの主要な変更点は以下のとおりである。

1. 審査期間不算入制度の導入

改正独占禁止法では、審査期間の進行を中断する、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」制度が設けられたが、本意見募集稿では、当該制度についてより明確かつ具体的な細則が規定されている。例えば、改正独占禁止法で新たに規定された当該制度の適用事由に「事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合」があるが、本意見募集稿では、審査当局はまず事業者に対し「期限内の是正」、「延長による是正」を要求し、それでもなお事業者が当該文書・資料を提出しなかった場合に「ストップ・ザ・クロック」を適用することとされている(23条)。

2. 届出基準に達しない結合行為に対する審査及び調査

改正独占禁止法では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争制限・排除効果又はそのおそれがあるものについては審査当局が届出を要求することができる規定されている。本意見募集稿では、事業者が審査当局の要求に応じ届出を行う場合には届出手続に関する規定を適用し、要求されても届出を行わない場合には調査手続に関する規定を適用するとの規定が設けられている(42条)。

3. 結合行為の概念の明確化

暫定規定では、「結合行為の実施」について明確な規定がなかったが、本意見募集稿では、「結合行為の実施」とは他の事業者の支配権の取得又は決定的な影響を与える行為を指し、具体的には、株主又は権利の変更登記の完了、高級管理人員の派遣、経営上の意思決定及び管理への事実上の関与、機微な情報の交換、実質的な業務整理・統合等を含むと規定されている(55条)。

[原文] 经营者集中審査規定(征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局

(意見募集期間:2022年6月27日~2022年7月27日)

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

事業者結合届出基準に関する規定(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、現行の「国務院による事業者結合届出基準に関する規定」を以下のとおり修正す

るものである。

1. 売上基準の引き上げ

現行規定では、売上高に関する基準は以下のとおり規定されている。

(1) 結合に参加するすべての事業者の前会計年度の世界売上高の合計が 100 億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超える場合

(2) 結合に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が 20 億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超える場合

本修正案では、上記の全世界の売上高の合計(100 億人民元)、中国国内の売上高の合計(20 億人民元)、結合に参加する各事業者の中国国内の売上高(4 億人民元)が、それぞれ 120 億人民元、40 億人民元、8 億人民元に引き上げられている(第 3 条)。これは、現行規定の制定当時の経済発展水準を反映し、競争上問題のない中小規模の企業による結合行為の届出を不要とすることで、審査における効率性のみならず、中小企業の経営効率を高めることを意図したものである。

2. 大型企業に対する届出基準の厳格化

上記 1. とは別に、大型企業に対する届出基準は逆に厳格化されている(4 条)。具体的には、前会計年度の中国国内における売上高が 1000 億人民元を超える事業者が、市場価値(評価額)が 8 億人民元以上、かつその前会計年度の中国国内の売上高がその世界売上高の三分の一以上を占める事業者を買収する場合には、上記 1. の基準に満たなくとも、届出を行う必要があるとされている。これは、市場への影響力が比較的大きい大型企業による結合行為を効果的に捕捉できるように規定されたものである。

3. 届出基準に満たない結合行為に対する届出要求

本意見募集稿ではさらに、届出基準に満たない結合行為であっても、競争制限・排除効果又はそのおそれがあると認められる場合には、審査当局が届出を要求することができる旨明記されている(第 5 条)。

[原文] 经营者集中申报标准的规定(修订草案征求意见稿)

[公布/公表機関] 国务院

(意見募集期間:2022 年 6 月 27 日~2022 年 7 月 27 日)

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 現行の「独占的協定の禁止に関する暫定規定」は、市場監督管理総局より 2019 年に公布されたものであるが、過去 3 年間において同規定でカバーされていない新しい事象・問題が数多く発生した。今回公表された「独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」は、暫定規定に対し多くの修正を提案するものである。

一、「競争関係にある事業者」の再解釈

独占禁止法上の「競争関係にある事業者」の定義について、「実際の競争者及び潜在的な競争者を含む。実際の競争者とは、同一の関連市場において活発に競争する事業者をいう。潜在的な競争者とは、一定の期間内に関連市場に参入して競争を行う計画及び実現可能性を有する経営者をいう。」との説明がなされている(8 条)。

二、デジタル方式により締結される協定に関する規定の追加

本意見募集稿では、デジタル方式により締結される協定についての規定が複数設けられている。具体的には、「事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優越性、プラットフォームルール等を利用して本規定の禁止する独占行為に及んではならない」との規定が設けられたほか(第 7 条)、協定の態様につき「協定又は決定は書面、口頭、アルゴリズム等の形式とすることができる」との規定がなされている(5 条)。さらにデジタル方式による協定に「価格計算の基礎となるフォーミュラ、アルゴリズム、プラットフォームルール等の採用を約定すること」により締結されるものも含まれることが明記されている(8 条)。

三、独占的協定の締結を組織・支援する事業者に対する法的責任の追加

改正独占禁止法では独占的協定の締結を組織・支援する事業者に対する法的責任が新たに追加されたが、ここでいう「組織」及び「実質的支援」の意味についての解釈が提供されている(17条)。

四、締結された垂直的価格協定に対する抗弁権及びセーフハーバー制度の追加

改正独占禁止法では、垂直的価格協定について、適用除外制度と「セーフハーバー」制度が導入されている。本意見募集稿では、まず適用除外制度について、事業者において垂直的価格協定が競争を排除し、又は制限する効果を有しないことを証明することができる場合には、これを禁止しないことができると規定している(13条)。また、セーフハーバー制度についても、事業者が以下の条件に合致することを証明できる場合、かかる行為を禁止しないと規定している(15条)。

(1)事業者と取引先の関連市場における市場シェアが15%を下回る場合(但し、国务院独占禁止法執行機関に別段の定めがある場合はかかる規定に従う)

(2)競争を排除し、又は制限することを証明する反対証拠がない場合

五、独占的協定に参加した事業者による処罰の軽減又は免除申請に係る手続

現行の「独占的協定の禁止に関する暫定規定」には、「独占的協定に参加した事業者が自発的に独占的協定の締結に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、法に基づく処罰の軽減又は免除を申請することができる」と規定されている。本意見募集稿はこの点をさらに補完し、申請については独占禁止法執行機関の立件前、調査手続開始前又は行政処罰告知書の発行前のタイミングで行うこととされ、提出を要する資料についても詳細な規定が設けられている(33条)。

[原文] 禁止垄断协议规定(征求意见稿)

附件 1: 关于「禁止垄断协议规定(征求意见稿)」的起草说明

附件 2: 禁止垄断协议规定(征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2022年6月27日~2022年7月27日)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

市場支配的地位濫用行為禁止規定(意見募集稿)

[ポイント] 改正独占禁止法で、市場支配的地位の濫用行為につき「事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォームルール等を利用して本法の禁止する独占行為に及んではならない」との規定が新たに追加されたことに対応し、本意見募集稿では、現行の暫定規定の内容に、以下のような規定が新たに追加されている

(1)改正独占禁止法の公布に伴い、独占禁止法のプラットフォーム経済分野における規制をさらに明確化し、市場支配的地位を有する事業者がデータ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームルール等を利用して市場支配的地位を濫用する行為に及んではならないことが規定されている(19条)。

(2)現行の暫定規定の「インターネット等の新しい経済業態」が「プラットフォーム経済分野」に修正され、プラットフォーム経済分野の事業者の市場支配的地位の認定に関し「取引金額」、「フロー制御機能」の2つの判断要素が追加されている(11条、14条)。

(3)「自己優遇」問題に関し、市場支配的地位を有するプラットフォーム事業者が、データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームルール等を利用して、正当な理由なく、当該プラットフォーム内の事業者との競争に際し、(1)自身の商品の展示又は順番を優先すること、(2)プラットフォーム内の事業者の非公開データを利用して自身の商品を開発し、又は自身の意思決定に使用することが明示的に禁止されている(20条)。

[原文] 禁止濫用市场支配地位行为规定(征求意见稿)

附件 1: 禁止濫用市场支配地位行为规定(征求意见稿)

附件 2: 关于「禁止濫用市场支配地位行为规定(征求意见稿)」的起草说明

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2022年6月27日~2022年7月27日)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 改正独占禁止法に対応し、行政権力の濫用による競争排除・制限行為に対する規制をさらに強化・改善するため、本意見募集稿では、現行の暫定規定の内容につき、主に以下の点についての調整がなされている。

(1)改正独占禁止法の関連規定に対応し、違法行為に関する規定の調整がなされている。例えば、行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用して、事業者と提携契約、覚書を締結する等の方法により、他の事業者の関連市場への参入を妨害し、又は他の事業者に対して不平等な待遇をして、競争を排除し、又は制限してはならないと規定している(6条)。

(2)改正独占禁止法のエンフォースメントに関し、関連する単位又は個人は調査に協力すべきこと(17条)、行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は上級機関及び独占禁止法執行機関に対して書面により関連する是正状況を報告すること(21条)等の内容が追加されている。

(3)エンフォースメントにおける相談に関し、現行規定における相談の内容、手続、方式等がさらに具体化されている(25条、26条)。

(4)行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する権限を有する組織が市場主体の経済活動に関する規則、規範性文書及びその他の政策措置を制定するにあたり、関連する規定に従い公平な競争審査を実施し、市場競争に対する影響を評価し、市場競争の排除又は制限を防止しなければならない旨の規定が追加されている(29条)。

[原文] 制止濫用行政权力排除、限制竞争行为规定 (征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2022年6月27日~2022年7月27日)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 改正独占禁止法に対応し、市場監督管理総局は、「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」の修正案(意見募集稿)を公表した。主な修正点は以下のとおりである。

(1)改正独占禁止法に合わせた修正として、「イノベーション(研究開発)市場」に係る規定が追加されている(4条)。イノベーション(研究開発)市場の定義として、事業者の間で将来の新技术又は新製品の研究及び開発について競争することにより形成される市場をいうと規定されている。また、知的財産権の行使により、他の事業者を組織して独占的協定を締結させ、又は他の事業者が独占的協定を締結するために実質的な支援を提供してはならないとの規定も追加されている(5条)。

(2)知的財産権分野における規則のさらなる整備として、知的財産権分野における独占行為には、独占的協定の締結、市場支配的地位の濫用、競争制限のおそれのある事業者結合を含むことが明確にされている(3条)。特に、知的財産権分野における市場支配的地位の濫用行為に関しては、市場支配的地位の認定に係る判断要素が追加され(6条)、さらに取引先の制限、抱き合わせ販売、不合理な制限的条件の付加等の行為の具体的な内容が規定されている(8条~10条)。事業者結合に関しても、知的財産権が関わる事案における届出、審査及び条件の附加といった具体的な規定が追加されている(12条、13条)。

(3)標準必須特許等の重点分野における規定が改正されている。具体的には、パテントプールに関する独占的協定、市場支配地位の濫用行為に関する規定の改善(14条)、標準の制定及び標準を実施している独占的協定に関する規定の明確、標準必須特許の許諾時における市場支配地位の濫用行為に関する規定の改善(15条、16条)が行われている。さらに、著作権集団管理組織の独占行為に対する規定が追加されている(17条)。

[原文] 禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）

附件 1: 禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）

附件 2: 關於「禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）」的起草說明

[公布／公表機關] 國家市場監督管理總局（國家市場監督管理總局）

（意見募集期間：2022 年 6 月 27 日～2022 年 7 月 27 日）

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

個人情報越境移転標準契約規定（意見募集稿）

[ポイント] 個人情報保護法 38 条第 1 項第 3 号に基づくと、個人情報の越境移転を実施するに当たって、個人情報提供者と受領者の間で標準契約を締結することが一つの方法である。しかし、これまで標準契約の締結に関する適用要件や、標準契約のフォーマットは未公布であった。2022 年 6 月 30 日付で、国家インターネット情報弁公室により個人情報越境移転標準契約のフォーマットが別紙とされる個人情報越境移転標準契約規定の意見募集稿が公布された。本意見募集稿によると、標準契約を締結する方法を利用するためには、個人情報提供者による事前の個人情報保護影響評価の実施、標準契約の締結、そして個人情報保護影響評価報告書と締結された標準契約を省級インターネット情報部門に届出ることが必要とされる。届出は事後的な義務であり、標準契約発効の日から 10 業務日以内に行えば足りる。

また、標準契約を締結する方法を通じて越境移転を実施するには、個人情報提供者が下記のすべての事由に合致する場合に限る。

- (1) 重要情報インフラ運営者ではないこと
- (2) 取扱う個人情報が 100 万人に満たないこと
- (3) 前年 1 月 1 日からの本土外への個人情報の提供が累計で 10 万人に満たないこと
- (4) 前年 1 月 1 日からの本土外への機微な個人情報の提供が累計で 1 万人に満たないこと

標準契約のフォーマットは、下記の内容が含まれる。その他当事者間で合意事項があれば、フォーマットに定めている内容と齟齬がない範囲で追記することが可能とされる。

- (1) 個人情報提供者と受領者の基本情報。
- (2) 個人情報を越境移転する目的、範囲、類型、機微の程度、数量、方法、保存期間、保存場所等
- (3) 個人情報提供者と受領者の個人情報保護の責任・義務、及び個人情報越境移転により生じるおそれのある安全リスクを防止するために講じる技術及び管理措置等
- (4) 受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策・法規が本契約規定の遵守に与える影響
- (5) 個人情報主体の権利、及び個人情報主体の権利を保障するルート及び方法
- (6) 救済、契約解除、違約責任、紛争解決等

[原文] 个人信息出境标准合同规定（征求意见稿）

附件 1: 个人信息出境标准合同

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

（意見募集期間：2022 年 6 月 30 日～2022 年 7 月 29 日）

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。